



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

美濃加茂市記者クラブ・可児記者クラブ同時配布資料

| 令和5年4月26日（水）岐阜県発表資料 | | | |
|---------------------|-----|-------|---|
| 所属 | 担当課 | 担当者 | 電話番号 |
| 可茂県事務所 | 環境課 | 正村 弘毅 | TEL 0574-25-3111 (内線 215) FAX 0574-25-3934 |

白川町河岐^{かわまた}地内における土壤汚染について

岐阜国道事務所が国道41号バイパス工事に伴い、事前に2箇所の土壤を調査したところ、土壤汚染対策法に規定する土壤含有量基準を超える鉛、土壤溶出量基準を超える六価クロム及びヒ素が検出されたため、本日（4月26日）、岐阜国道事務所から可茂県事務所に報告がありました。

1 報告内容

(1) 所在地

加茂郡白川町河岐地内

(2) 調査結果の概要

【調査箇所1】

調査時期：令和4年2月～令和5年2月

土壤含有量

| 項目 | 調査検体数 | 基準超過検体数 | 調査結果 | 土壤含有量基準 | 最大基準超過倍率 |
|----|-------|---------|---------------------------|--------------|----------|
| 鉛 | 43 | 1 | 15 mg/kg 未満～ 160 mg/kg | 150 mg/kg 以下 | 1.1 倍 |

※土壤溶出量はすべて基準値以内

【調査箇所2】

調査時期：令和3年2月～令和3年5月

土壤溶出量

| 項目 | 調査検体数 | 基準超過検体数 | 調査結果 | 土壤溶出量基準 | 最大基準超過倍率 |
|-------|-------|---------|-----------------------------|--------------|----------|
| 六価クロム | 18 | 2 | 0.005 mg/L 未満 ～0.08 mg/L | 0.05 mg/L 以下 | 1.6 倍 |
| ヒ素 | 23 | 4 | 0.001 mg/L～ 0.018 mg/L | 0.01 mg/L 以下 | 1.8 倍 |

※土壤含有量はすべて基準値以内

2 汚染の原因

現時点では不明です。

3 今後の対応

(1) 地下水調査について

六価クロム及びヒ素について、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」(以下、「要綱」という。)に基づく周辺地下水調査範囲(土壌溶出量基準超過地点から地下水の流向を考慮した半径500mの範囲)に井戸がないことを確認しているため、周辺地下水調査は実施しません。

また、鉛については、土壌含有量の基準超過であるため、要綱に基づく周辺地下水調査を実施しません。

(2) 報告者に対する指示等について

岐阜国道事務所に対し、土壌汚染の拡大を防止する措置を行うよう助言しています。

また、要綱では、自主的に実施した土壌又は地下水調査から汚染が判明した場合、速やかに各県事務所及び岐阜地域環境室へ報告することとしているため、岐阜国道事務所に対し、今後汚染が判明した場合には速やかに報告するよう指示しました。

【参考】

1 物質の説明

【六価クロム】

クロムの六価化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで、手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。

長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

【鉛】

「鉛」は比較的柔らかく加工が容易なため、古くから利用され、今日では主にバッテリーやはんだの原料として使用されています。以前は、ガソリンへの添加剤、水道管にも使用されていました。人体への蓄積性があるため、人の臓器や組織に通常でも存在し、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少及び腕や足の筋肉の虚弱などがあります。また、鉛は地殻の表層部には重量比で0.0015%程度存在し、人為的な排出のほか、地質に起因するものが含まれています。

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材(硬さを高めるため)、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で0.0005%存在し、水中や土壌中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

参考：化学物質ファクトシート-2012年版-(環境省発行)

2 用語の説明

【土壌含有量基準】

土壌に含まれる有害物質を、経口又は皮膚より直接摂取することによるリスクを想定して設定した基準。

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。